

## 滋賀県環境影響評価条例に基づく対象事業に係る要件の一部見直しについて

県では、平成31年4月からの第5次環境総合計画において「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標として施策を進めており、環境負荷を抑制するだけでなく、経済活動で得た利益を環境保全のための投資や活動等に還元し、持続可能な循環を構築していく視点が重要と考えている。

また、昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大は、世界や国内における経済・社会活動に大きな打撃を与えている一方で、海外に転出した工場の国内回帰が進んだり、新たなビジネスを生み出されたりするなど、ポストコロナに向けた動きも見られている。

こうした状況の中、環境影響評価制度についても、その目的を維持しつつ、環境と経済・社会を両立させ、持続可能な循環の構築を一層進めていく視点も考慮し、適用事業の要件を見直すことも可能なケースがあるものと考えられる。

環境影響評価制度は、大規模事業を実施する際、事業者に自主的な環境配慮を促すための制度であり、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)(以下「条例」という。)により、環境影響評価(以下「アセス」という。)手続きが必要な対象事業の一つとして「工場等の新設および増設の事業」(以下「工場等の新設等事業」という。)を規定しており、琵琶湖を抱える滋賀県では近隣府県に比べて小規模のものも対象事業としている。 **参考資料1の1**

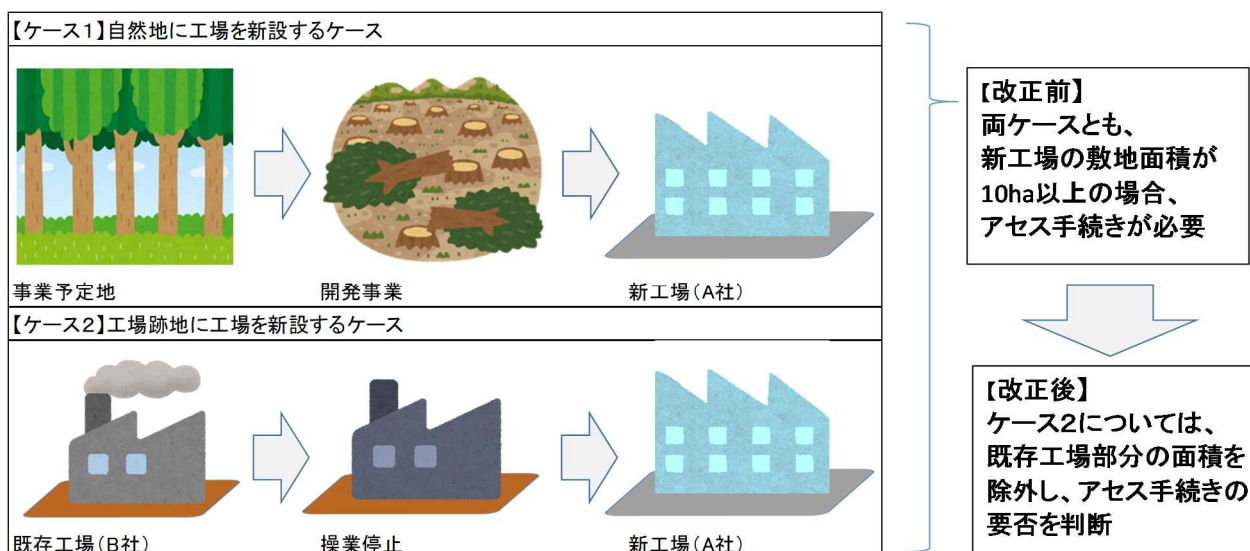
工場等の新設等事業の要件のうち、排水量や燃料使用量といった直接的な環境負荷に係る要件ではない敷地面積については、10ha(ヘクタール)を超える場合にアセス手続きを要することとしているが、事業予定地の現況等については考慮されておらず、一定の環境負荷をかけることを前提に開発され工場が立地していた履歴のある土地と、その履歴のない土地と同様の取り扱いとなっている。

アセスの手続きには最低5年程度の期間を要するとされており、工場跡地に工場等の新設等事業を実施する場合、工場が立地していた履歴を考慮せずアセス手続きを課すことは、事業者にとって過度の負担であると考えられることから、その敷地面積に関する要件の一部を見直すこととする。

### 【見直しの内容(案)】

条例施行規則別表第1第15欄に掲げる工場等の新設等事業の要件のうち、工場等の敷地の面積に係る記述(第5号および第6号)に、既に工場等の敷地である土地および工場等の敷地であった土地(一定の条件を満たす場合に限る)の部分を除く旨の記述を追加する。

## 【見直しの概要】



### (考え方)

- ① 現在の工場等の敷地面積に係る要件は、「10ha 規模の工場の負荷」が新たに加わることを想定したものであり、工場等の立地履歴や現状に関係なく適用される。しかし、工場跡地は、一定の環境負荷をかけることを前提に開発され実際に工場等が立地していた土地であるため、直近の土地の使用履歴が工場等であるものについては、その履歴を反映させた要件とする（※）。**参考資料1の2と3**  
 ※工場跡地であっても 20ha 以上の土地の造成を伴う場合は、工場等の新設等事業とは別の位置づけでアセス手続きが必要となる。
- ② なお、従前から、工場の新設事業や開発事業のうち、一定規模以上のものについては、事前指導制度の対象となるため、内容に応じて環境に関する内容も含め、必要な指導・助言を実施している。さらには、環境法令の適用を受ける工場等については、法令に基づく規制により、事業者により継続的な環境管理が行われる。**参考資料1の4**
- ③ また、未開発の自然地が事業予定地である場合、通常、自然地の消失による動植物への影響や造成時の工事濁水の発生がしばしば課題となるが、工場跡地を事業予定地とする場合、その可能性は低い。**参考資料1の5**

(案)

滋賀県環境影響評価条例施行規則新旧対照表

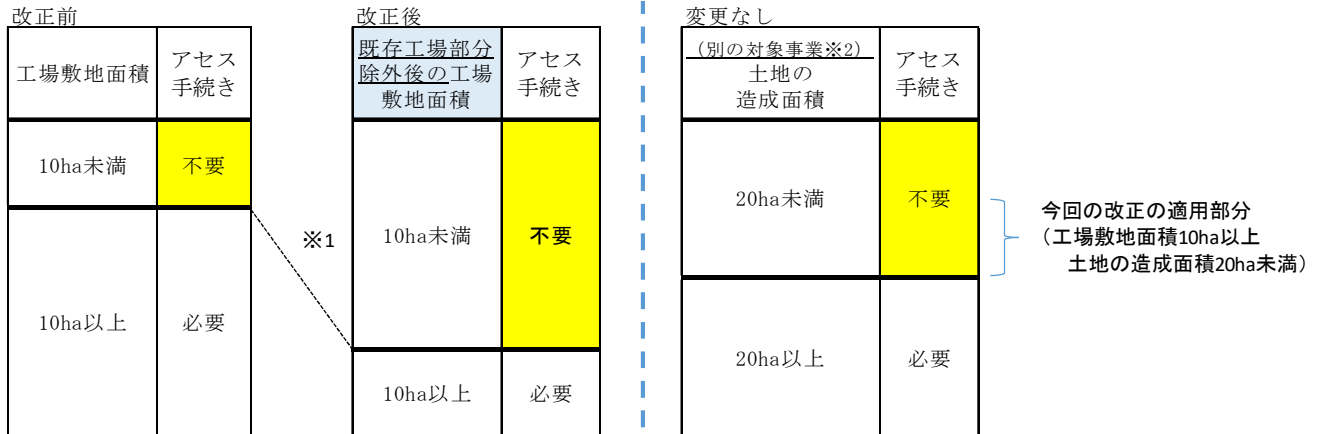
旧		新	
第1条～第49条 省略 第7章 法対象事業等についての手続等 第50条～第55条・付則 省略 別表第1 (第4条関係) (抜粋)		第1条～第49条 省略 第7章 法対象事業等についての手続 第50条～第55条・付則 省略 別表第1 (第4条関係) (抜粋)	
事業の種類	要件	事業の種類	要件
1～14 省略		1～14 省略	
15 条例別表第15号に掲げる事業	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場(以下「工場等」という。)の新設または増設の事業(条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導等の定めるところに従って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1)～(4) 省略 (5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地の面積が10ヘクタール以上であるもの	15 条例別表第15号に掲げる事業	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場(以下「工場等」という。)の新設または増設の事業(条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導等の定めるところに従って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1)～(4) 省略 (5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地 <u>(次に掲げる土地の部分を除く。次号において同じ。)</u> の面積が10ヘクタール以上であるもの <u>ア 既に工場等の敷地である土地</u> <u>イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの</u> <u>(ア) 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと。</u>

<p>(6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が10ヘクタール以上増加するもの <u>または10ヘクタール以上の土地の形状の変更を伴うもの</u></p>	<p>(イ) <u>当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。</u></p> <p>(6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が10ヘクタール以上増加するもの</p>
<p>16～18 省略</p>	<p>16～18 省略</p>
<p>別表第2以下 省略</p>	<p>別表第2以下 省略</p>

## 1. 工場等の新設等事業について

対象事業（条例別表第 15 号）
<p>大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設その他の施設を有する工場の新設および増設の事業（第 5 号および第 6 号に該当するものを除く。）</p>
対象事業の要件（条例施行規則別表第 1 第 15 欄）
<p>大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設または騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条第 1 項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場（以下「工場等」という。）の新設または増設の事業（条例の規定に基づきまたは条例付則第 2 項の行政指導等の定めるところに従って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場等の新設であって、水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する排出水（専ら冷却の用に供された後に排出される水を除く。以下同じ。）の 1 日当たりの平均的な量が 2,000 立方メートル以上であるもの</p> <p>(2) 工場等の増設であって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 2,000 立方メートル以上増加するもの</p> <p>(3) 工場等の新設であって、当該工場等において 1 時間当たり使用する最大の燃料の数量（発熱量 39 メガジュールに相当する当該燃料の数量が重油 1 リットルに相当するものとして、重油の数量に換算した数量をいう。以下同じ。）が 3 キロリットル以上であるもの</p> <p>(4) 工場等の増設であって、当該工場等において 1 時間当たり使用する最大の燃料の数量が 3 キロリットル以上増加するもの</p> <p><u>(5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地の面積が 10 ヘクタール以上であるもの</u></p> <p><u>(6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が 10 ヘクタール以上増加するものまたは 10 ヘクタール以上の土地の形状の変更を伴うもの</u></p>

## 2. 工場等の面積とアセス手続きの関係

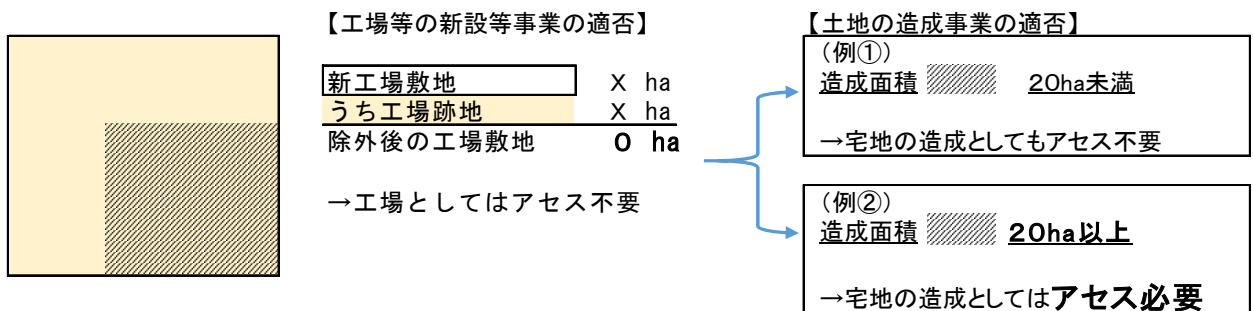


※1：改正後は、既存工場部分の面積を除外するため、工場敷地面積が10ha以上となる場合がある。

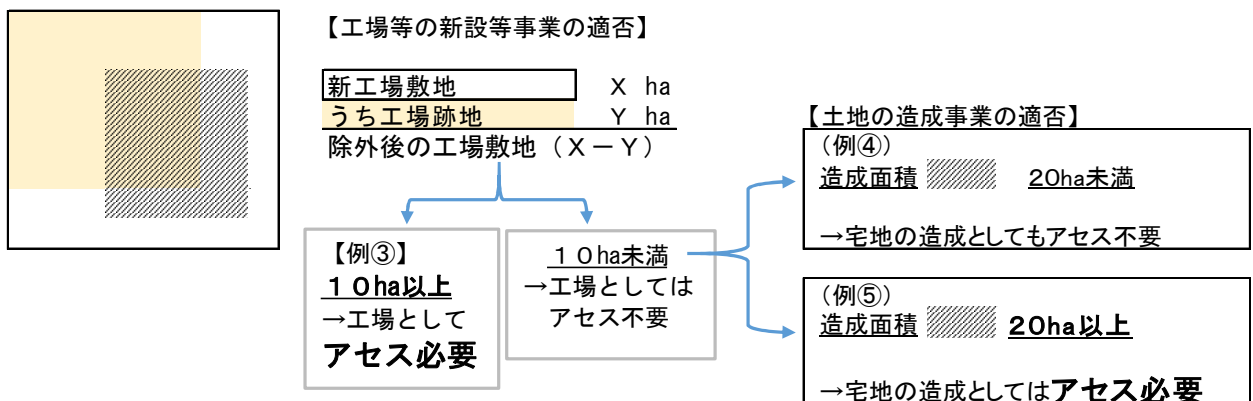
※2：住宅およびその他の宅地の用に供するための土地の造成事業（事業面積が20ha（森林地域が15ha以上の場合：15ha、自然公園区域が1ha以上の場合：10ha）**参考資料2の13に掲げる対象事業**に該当する場合は、工場の敷地面積の大きさに関わらずアセス手続きが必要となる。

## 3. 新工場の敷地に工場跡地が含まれる場合のアセス要否の判断

### ●新工場の敷地が工場跡地部分のみの場合



### ●新工場の敷地の一部に工場跡地部分が含まれる場合



#### 4. 工場設置に関係する事前指導制度

- ・滋賀県産業立地推進要綱（平成9年滋賀県告示第416号）に基づく工場設置協議

0.1ha以上の土地を新規に取得し工場を新設（借地も含む）する際、環境規制や配慮すべき事項等について県が事前指導する制度。

- ・滋賀県土地利用に関する指導要綱（昭和48年滋賀県告示第407号）

1ha以上の土地において開発事業を行う際、土地利用の適正化と開発事業の適正な施工を図るため、個別法所管各課、所在市町の意見も聴取し、事業者にも助言・指導を行う制度。

#### 5. 工場等の新設事業において環境影響評価すべき主な環境要素

環境要素		自然地の場合	工場跡地の場合	主な関係法令
大気	大気質	○	○	大気汚染防止法
	騒音および超低周波音	○	○	騒音規制法
	振動	○	○	振動規制法
	悪臭	○	○	悪臭規制法
水質	水質	○	○	水質汚濁防止法
	水質(工事中)	○	—	
	地下水	△	△	水質汚濁防止法
土壌		△	△	土壌汚染対策法
動物		○	—	自然環境保全条例
植物		○	—	
生態系		○	—	
景観		○	△	景観法
廃棄物等		○	○	廃棄物処理法
温室効果ガス等		○	○	低炭素社会づくり条例

○：通常必要

△：場合により必要

—：不要

#### 【その他の環境要素】

気象、電波障害、水象、底質、地形および地質、地盤、人と自然との触れ合いの活動の場、放射線の量、文化財、伝承文化

## (案)

## 滋賀県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類	対 象 規 模 要 件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上））
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m <sup>3</sup> 以上（増設 日 2,000m <sup>3</sup> 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積（次の土地の部分を除く※） 10ha以上（増設 10ha以上の増） ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの （ア）当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと。 （イ）当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。 ※令和4年4月1日から
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m <sup>2</sup> 以上（増築、改築 5万m <sup>2</sup> 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）

注1）森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2）自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

上記のほかに複合開発事業を構成する事業があります。

複合開発事業とは、上の表の11から14に掲げている事業の種類の内、いずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積の合計が20ha以上のものをいいます。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものが対象事業となります。